

正誤表

各法令の改正等により下記のとおり訂正いたします。

| 正誤箇所 | 誤 | 正 |
|---------------------------|---|---|
| p.59 「1. 保育所とは」3行目 | 管轄は厚生労働省です。 | 管轄は <u>子ども家庭庁</u> です。 |
| p.63 下から6行目 | 認定子ども園は、 <u>現在、文部科学省・厚生労働省共同の「幼保連携推進室」と内閣府の「子ども・子育て本部」が中心となって推進を行っています。</u> | 認定子ども園は、 <u>子ども家庭庁の管轄</u> です。 |
| p.66 「図表3-9」所管／保育所 | 厚生労働省 (市町村) | <u>子ども家庭庁</u> (市町村) |
| p.66 「図表3-9」所管／認定子ども園 | <u>内閣府(子ども・子育て本部)厚生労働省・文部科学省(幼保連携推進室)</u> | <u>子ども家庭庁</u> |
| p.67 「図表3-9」教員等の資格／認定子ども園 | ただし、 <u>2019(平成31)年度末まで移行措置がとられており、…</u> | ただし、 <u>2024(令和6)年度末まで移行措置がとられており、…</u> |
| p.96 下から9行目 | この活動をアプローチプログラムといいます。…(中略)…活動がスタートプログラムです。このスタートプログラムの内容は、(中略)… | この活動をアプローチカリキュラムといいます。…(中略)…活動がスタートプログラムです。このスタートカリキュラムの内容は、(中略)… |
| p.97 上から3行目 | アプローチプログラムから小学校で行うスタートプログラムまで(中略)… | アプローチカリキュラムから小学校で行うスタートカリキュラムまで(中略)… |

| 正誤箇所 | 誤 | 正 |
|---|--|--|
| p.134 「2. 園生活での食育」4行目(食育基本法) | 「様々な経験を通して『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」 | 「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること」 |
| p.140 下から5行目 | 医師、保健師、弁護士(中略)… | 医師、 <u>歯科医師</u> 、保健師(中略)… |
| p.156 3行目(児童福祉法第48条の4(改正:令和4年6月15日)(施行:令和6年4月1日)) | 「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、 <u>並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない</u> 」 | 「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に関し情報の提供を行わなければならない。 ② 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」 |
| p.173 「3. 免許状更新講習」 | | 削除。 2022(令和4)年7月に教員免許更新制が廃止されたことにより、免許状更新講習は廃止されました。 |